

第2回次期京都市食の安全安心推進計画策定検討部会

1 開催日時

令和2年8月31日（月） 午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

職員会館かもがわ 3階 大多目的室
（京都市中京区土手町通夷川上る末丸町284番地）

3 出席者（敬称略）

委員5人，事務局5人

部会長 山本 芳華

副部会長 宮川 恒

委員 今井 良祐

〃 大谷 和美

〃 川瀬 和栄

保健福祉局医療衛生推進室長

〃 医療衛生担当部長

〃 医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長

〃

〃

食品安全係長

食品安全担当

中谷 繁雄

南 秀明

篠崎 史義

野村 剛

高尾 恭平

4 次第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 議事

ア 第1回部会での検討結果を踏まえた次期計画の取組について

イ 次期計画における目標，指標の設定について

ウ その他

(4) 閉会

5 会議録

(1) 第1回部会での検討結果を踏まえた次期計画の取組について

資料2及び資料3により事務局から説明を行い，以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

資料3次期「京都市食の安全安心推進計画」体系（案）の基本施策1に関して「食品等事業者による自主衛生管理」となっており，現行計画は，「行政による効率的・効果的な監視や検査の実施」としていたと思う。

基本施策1を変更している理由について，この5年間で食品の安全性確保に関する制度の主眼の置かれ方が，監視や検査等の行政による取り締りから，自主衛生管理の推進等の事業者の自立を促す，に変わってきたという理解で良いのか？

●事務局

改正された食品衛生法では、国内の食品の安全性の更なる向上を図るため自主衛生管理を推進するとして、HACCPに沿った衛生管理が制度化されている。

今後については、事業者はHACCPに沿った衛生管理が義務付けられるため、行政としては、事業者の実施状況を確認するとともに、適宜指導、助言等を行い事業者の取組を後押ししていく。

○委員

食品を製造する事業者の事業規模や衛生意識等について大小様々であると思う。食品表示法を例にすると、百貨店に卸す場合は、栄養成分表示は全て必要である。しかし、小規模の事業者が自ら消費者に販売する場合は、栄養成分表示を省略できるなどの規定がある。小規模の事業者で栄養成分表示に対応できない方は、百貨店で雇事ができず苦慮されている。

自主衛生管理の手法であるHACCPの根幹は、事業者自らが、危害を管理することである。事業規模や衛生意識等について様々な事業者がいることを踏まえ、どのようにHACCPを推進していくか、次期計画に盛り込んだほうが良いと感じた。

○委員

事業者の立場として、行政による指導は重みがあるのか？

○委員

行政からの指導の影響力は大きい。例えば、立入検査がいつ行われるか不明であることもあって、日々緊張感をもって取り組める。

○委員

やはり昨今の一番の課題は、HACCPに関することだと考えている。

我々も取引先に積極的に助言等を行うなど、何とかしてHACCPを導入していただけるよう取り組んでいる。

行政と連携して、HACCPの導入に係る取組を行うのも良いのではないかと考えている。

○委員

現行計画の体系について、個別施策が25個もあることから取っつきにくかったが、[資料3](#)次期「京都市食の安全安心推進計画」体系（案）を見ると、取組の焦点が絞られており、分かりやすいと感じた。

○委員

次期計画の基本施策について、現行の計画の基本施策から変更はないと考えていた。前回の第1回部会での意見を反映させていただきありがたい。

基本施策の4の情報発信の充実に関し、関連する個別施策として1施策しか挙げられてないが、関連する個別施策は多岐に渡ると思う。例えば「カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策」、「食育と連携した食の安全安心施策の推進」においても、情報発信は重要ではないか。また、「多様化する食品の提供形態に応じた柔軟な取組」に関し、子ども食堂への情報発信を行うとなると、この個別施策も関連してくるのではないか。

○委員

リスクコミュニケーションの推進に関しても、情報発信は関連してくるかもしれない。

○委員

基本施策に大きな変更はないものの、基本施策の順番を変更するのは良いアイデアだと思う。

計画の取組の主眼が「監視や検査等の行政による規制」から「自主的な取組の推進」に変化しているのは、次期計画の特色になると思う。

子ども食堂について、地域の人たちと一緒に食事をする、コミュニティづくりの場として効果的であり、今後、ますます普及していくのではないかと思う。子ども食堂は、福祉事業の一環であるものの、食の安全性の確保を図るため、行政としてしっかりと取組を進めていくことが必要。また、取組については、食育事業とも連携して進めていければなお良いのではないか。

京都の特色である「観光都市」に関し、新型コロナウイルス感染症の今後の動向が見通せないなか、計画期間を5年とする本計画にどのような形で反映させるのかは難しい。また、同じく京都の特色である大学のまちに関し、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで授業が行われ、大学構内で学生を見ることが少なくなっていることや学祭の開催が控えられていることなどを踏まえ、今後、大学の形が変わることも想定される。

次期計画における主な特色は「HACCPを定着させること」と「子ども食堂等の多様化する食品の提供形態に柔軟に対応すること」となっており、良いと思う。

また、HACCPの導入にあたり、事業者に対して行政単独で指導等を行うよりも、取引先である大手のスーパーや百貨店から指導等を行ったほうが効果的であるなら、連携して取組を進めるのもいいのではないか。行政が事業者と密に連携するのは行政の運営上相応しいのかは分からないが。リスクコミュニケーションにおいても事業者と連携して進めるのも良いのではないか。市民しんぶんに関し、食品衛生に関する記事を掲載することも多くの市民の方に見てもらえると思うが、日常的に人の目に触れるであろうスーパーやコンビニエンスストアにて食品衛生に関するチラシを掲示するのも効果的であると思う。

○委員

努力している事業者が報われるべきであると考えている。

努力している事業者と怠っている事業者、両者の扱いが同じであると、努力している事業者の意欲の低下につながりかねないので、それは避けたいと考えている。

全国各地で飲食店における新型コロナウイルス感染症対策が進められている昨今、京都では、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」という、感染拡大防止に取り組むことを宣言している事業者にステッカーを交付し、事業者の意気込みの見える化が進められている。

HACCPについても、しっかりと取り組んでいる事業者に恩恵があるような制度設計ができれば良い。例えば、助成金を出すのも一つだと思う。

○委員

観光産業面に関し、新型コロナウイルス感染症の影響により観光が控えられている状況なので、HACCPの導入にかかる準備期間としてとらえて良いかもしれない。

認証制度に関し、消費者への周知も重要。

○委員

次期計画の計画期間を5年間とした場合、各施策を5年かけて推進するのか？もしくは、施策によっては、1年もしくは2年で遂行するなど、段階的に推進するのか？

●事務局

中長期計画ということで、毎年度、京都市食の安全安心推進審議会にて各種施策の実施状況等を報告し、評価する。その評価結果等を踏まえて、効果的に各種施策を推進することとする。

○委員

食中毒の発生を防ぐには、HACCPは非常に重要。従来のような事業者一律の衛生管理によるものではなく、取り扱う食品の特性等を踏まえて衛生管理を行うなど、事業者ごとに衛生管理の方法が異なるのがHACCPだと思う。

事業者は、自店で食中毒を発生させないため、HACCPに取り組む。また、消費者は、食中毒にかかるのを防ぐため、HACCPに取り組んでいる施設を利用する。このような、HACCPの取組に関して可視化するとともに、制度について事業者、消費者双方に知ってもらいと、好循環が生まれると思う。

ここ1年、2年は序章とし、5年後には素晴らしい結果を迎えていることを期待する。

●事務局

改正法により制度化されたHACCPに沿った衛生管理について、前向きに捉える事業者がいる一方、単なる負担として後ろ向きに捉える事業者もいるため、HACCPの利点について、理解していただけるよう努めていきたい。完全施行される来年の6月までに、ホームページや講習会等、あらゆる機会を捉えて伝えていきたい。

○委員

HACCP講習会に関して、対面型で開催する場合様々な課題があり、例えば、開催者側では会場の確保等の事前準備や費用面、参加者側では、参加に係る日程調整等が挙げられる。

講習をリモートで行うと、これらの問題が解決されるとともに、事業者は手軽に必要な情報を得られること等からHACCPは更に普及していくのではないかと。

事業者側も、変えていかないといけないと考えている。これまでは取引先への説明会は対面で行ってきたが、リモートで行うようにしている。

○委員

HACCPの導入支援の方法については色々あると思う。

京都市が行った講習会の様子を動画配信するのも良いと思う。

毎年度同様の方法で支援を行うのではなく、各年度ごとに支援の方法を変えるなどステップアップしていくのも良いと思う。

●事務局

HACCPの導入をいかに支援するか、非常に重要であると考えている。

本市で特に施設数の多い飲食店営業施設へのHACCPの導入支援に関し、現在、啓発動画を作成しており、その動画を確認していただければ、行政からの直接の指導等を受けなくても自らHACCPを導入できるような作りになっている。

今後も非対面型の取組を進めていきたいと考えている。

○委員

HACCPの講習内容に関して、京都市と他自治体で違いはあるのか？

京都市独自の内容はあるのか？

●事務局

HACCPの基準は国が規定し、自治体での指導内容の平準化を図っているため、指導は事業者団体が作成した業種別手引書に基づき実施することとされている。

このことから、自治体間での差はないと考えている。

○委員

新型コロナウイルスの影響により飲食業界は大打撃を受けている現状、とてもじゃないがHACCPを導入できる余裕はないという事業者は多いと思う。

しかし、今努力すれば、新型コロナウイルスの影響が収束したその先に、努力が報われるような明るい未来が待っている、となれば良いと思う。

○委員

HACCPに取り組むことで事業者にメリットがあるようにするのが大事。例えば、HACCPに取り組んでいる施設を公表し、消費者が公表されている施設を選択するなど。

自主的な取組を推進するには飴と鞭が必要。

○委員

消費者にはHACCPはまだ浸透していないと感じている。

HACCPとは食品の安全性の指標であると、消費者の認知度を向上させるのも必要だと思う。

○委員

日本で制度化されたHACCPに沿った衛生管理は、事業者の業種や規模等により、取り組むべき衛生管理が異なっている。

どちらの衛生管理であろうとも、施設が取り組んでいることが分かれば消費者の安心につながるのではないかと思う。

○委員

資料3 次期「京都市食の安全安心推進計画」体系（案）に記載以外の個別施策も展開していくのか？

●事務局

今回は主だったものを記載しているものであり、記載以外の個別施策も展開する予定である。

(2) 次期計画における目標、指標の設定について

資料4により事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

柱2 安心できる食生活の実現に関し、現行の計画の指標から新たにホームページやSNSの閲覧数が入っているが、閲覧数の目標値の設定は難しいのではないかと感じた。

多様な媒体を活用した情報発信回数に関し、様々な情報発信媒体が発達し気軽に情報発信が出来る昨今の状況を踏まえ、発信回数の目標設定の見通しは？

柱1 食の安全性の確保の指標については良いと思う。

●事務局

情報発信回数の目標に関して、1年間に約52週あるため、週に1回、2回発信することとしている。

○委員

食の安全安心情報の受け手の人数に関し、計上方法については今後考えていかないといけないと思う。

○委員

新型コロナウイルス感染症対策が求められている中、今年度のリスクコミュニケーションの実施状況は？

●事務局

例えば参考資料2京都市におけるリスクコミュニケーションの実施状況に記載している食品工場見学会や家庭内食中毒予防体験学習会などの体験型の事業については、新型コロナウイルス感染症予防のため、実施を控えている。

リスクコミュニケーションに関して、参加型の取組は、自ら体験して学ぶため印象に残りやすい一方、どうしても伝えられる人数に限られる。例えば、食品工場見学会に関して、協力施設の規模のほか、異物混入対策等の衛生管理の観点から、参加人数は制限される。

今後については、情報発信を充実させるなど、より多くの人に伝えることにも注力していきたい。

○委員

指標の表で表現するのは困難だと思うが、どのような対象に伝わったかも判断できるようになれば良いと思う。

リスクコミュニケーションを今までと同じ形ではできないので、これからどういう形をとられて、いかに伝わったかをこちらで把握することは難しいと思う。

○委員

リスクコミュニケーションに関して、京都市は対象に応じて取組を変えているのか？

●事務局

事業者向けや消費者向けなど、対象ごとに分けて情報発信している。

○委員

自主衛生管理を推進するとあるが、それを評価する指標がない。自主衛生管理が向上された結果、食中毒の発生件数や違反食品の件数が減少することのことだが、この2点はリンクしにくいと思う。

営業とはみなされない事業主体に対しても指導、助言等を行うとのことだが、その成果を評価する指標があっても良いと思う。

市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度に関し、それ以外の指標については、実績を件数等の具体的な数字で表すことができる中、違和感があると感じた。

○委員

現行計画の指標の一つである人材の育成を次期計画の指標とはしないとのことだが、自主衛生管理の推進を推す中、人材育成に変わる指標を次期計画に定めることができれば良いと思う。

リスクコミュニケーションに関して、市民向けのみならず、事業者向けもあるなど、広い意味だと思う。事業者向けのリスクコミュニケーションとして、柱1 食の安全性の確保の指標にもつなげることができないのかと思う。

●事務局

我々の目的は飲食に起因する健康被害を防止することであるため、それを達成するための手段として、施設への衛生指導や抜き取り検査、認証制度の創設など各種取組を進めている。

今回は成果を評価するものとして指標を設定したため、手段の一つである認証制度は今回の指標にそぐわないと考え設定していない。

講習会参加者により理解してもらうためには、講師を務める行政職員の資質も影響することから、市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度については人材育成に関するものも評価できると考えている。

●事務局

市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度に関して、前回の部会にて、行政が一方的に情報を発信するのみではなく受け手に見てもらふことや学んでいただくことが重要、との御意見をいただいたので、講習を実施した結果の理解度を測る指標として市民向けリスクコミュニケーション

ン参加者の理解度を今回提案した。

営業とはみなされない事業主体についても食中毒を発生させれば、食中毒の発生件数に計上されるため、食中毒の発生件数で評価していきたいと考えている。

○委員

市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度については、どのように評価するのか？

●事務局

単位を記載していないが、受講した人のうち、どれだけの人が答えたかなど、百分率で評価する想定である。

○委員

自主的な衛生管理の推進に係る行政の取組を評価する指標もあっても良い。

法律で義務化されるH A C C Pの導入件数を指標としないのは理解できるが。

○委員

自主的な衛生管理の推進に関する指標は成果指標ではないため、バランスが悪くなるかもしれない。

●事務局

改正法の施行後、行政職員は営業許可の更新に係る施設の立入調査時にH A C C Pの導入状況を確認することとなる。

指標として適切かどうかは別にして、行政が導入状況を確認した件数、導入済みの件数などを指標とするのも「自主的な衛生管理の推進に係る行政の取組を評価する指標」になるかではないか。

成果指標ではなくアウトプット指標に近いが、どの程度H A C C Pが普及しているかを測る指標にもなる。

(以上)